

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	経済部 経済政策課	
許 認 可 等 名	中小企業等協同組合の定款の変更の認可	
根 拠 法 令	中小企業等協同組合法	
根 拠 条 項	第51条第2項	
連 絡 先	(電話 621-5225)	
審 査 基 準	基 準	<p>(総会の議決事項)</p> <p>第51条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 規約及び共済規程又は火災共済規程の設定、変更又は廃止</p> <p>(3) 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更</p> <p>(4) 経費の賦課及び徴収の方法</p> <p>(5) その他定款で定める事項</p> <p>2 定款の変更(信用協同組合及び第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会の定款の変更にあつては、内閣府令で定める事項の変更を除く。)は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>3 前項の認可については、第27条の2第4項から第6項までの規定を準用する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(設立の認可)</p> <p>第27条の2 発起人は、創立総会終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を、主務省令で定めるところにより、行政庁に提出して、設立の認可を受けなければならない。</p> <p>2 信用協同組合又は第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会の設立にあつては、発起人は、前項の書類のほか、業務の種類及</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 7日(休日を除く)
	(設定しないものについてはその理由)	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)

基準

- び方法並びに常務に従事する役員の氏名を記載した書面その他主務省令で定める書面を提出しなければならない。
- 3 火災共済協同組合又は第9条の9第1項第3号の事業を行う協同組合連合会の設立にあつては、発起人は、第1項の書類のほか、火災共済事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関して主務省令で定める事項を記載した書面（以下「火災共済規程」という。）、常務に従事する役員の氏名を記載した書面その他主務省令で定める書面を提出しなければならない。
 - 4 行政庁は、前2項に規定する組合以外の組合の設立にあつては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第1項の認可をしなければならない。
 - (1) 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。
 - (2) 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが著しく困難であると認められるとき。
 - 5 行政庁は、第2項に規定する組合の設立にあつては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第1項の認可をしなければならない。
 - (1) 設立の手續又は定款、事業計画の内容若しくは業務の種類若しくは方法が法令に違反するとき。
 - (2) 地区内における金融その他の経済の事情が事業を行うのに適切でないと認められるとき。
 - (3) 常務に従事する役員が金融業務に関して十分な経験及び識見を有する者でないと認められるとき。
 - (4) 業務の種類及び方法並びに事業計画が経営の健全性を確保し、又は預金者その他の債権者の利益を保護するのに適当でないと認められるとき。
 - 6 行政庁は、第3項に規定する組合の設立にあつては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第1項の認可をしなければならない。
 - (1) 設立の手續又は定款、火災共済規程若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。
 - (2) 共済の目的につき危険の分散が充分に行われないと認められるとき及び共済契約の締結の見込みが少ないと認められるとき。
 - (3) 常務に従事する役員が共済事業に関して十分な経験及び識見を有する者でないと認められるとき。
 - (4) 火災共済規程及び事業計画の内容が経営の健全性を確保し、又は組合員その他の共済契約者の利益を保護するのに適当でないと認められるとき。